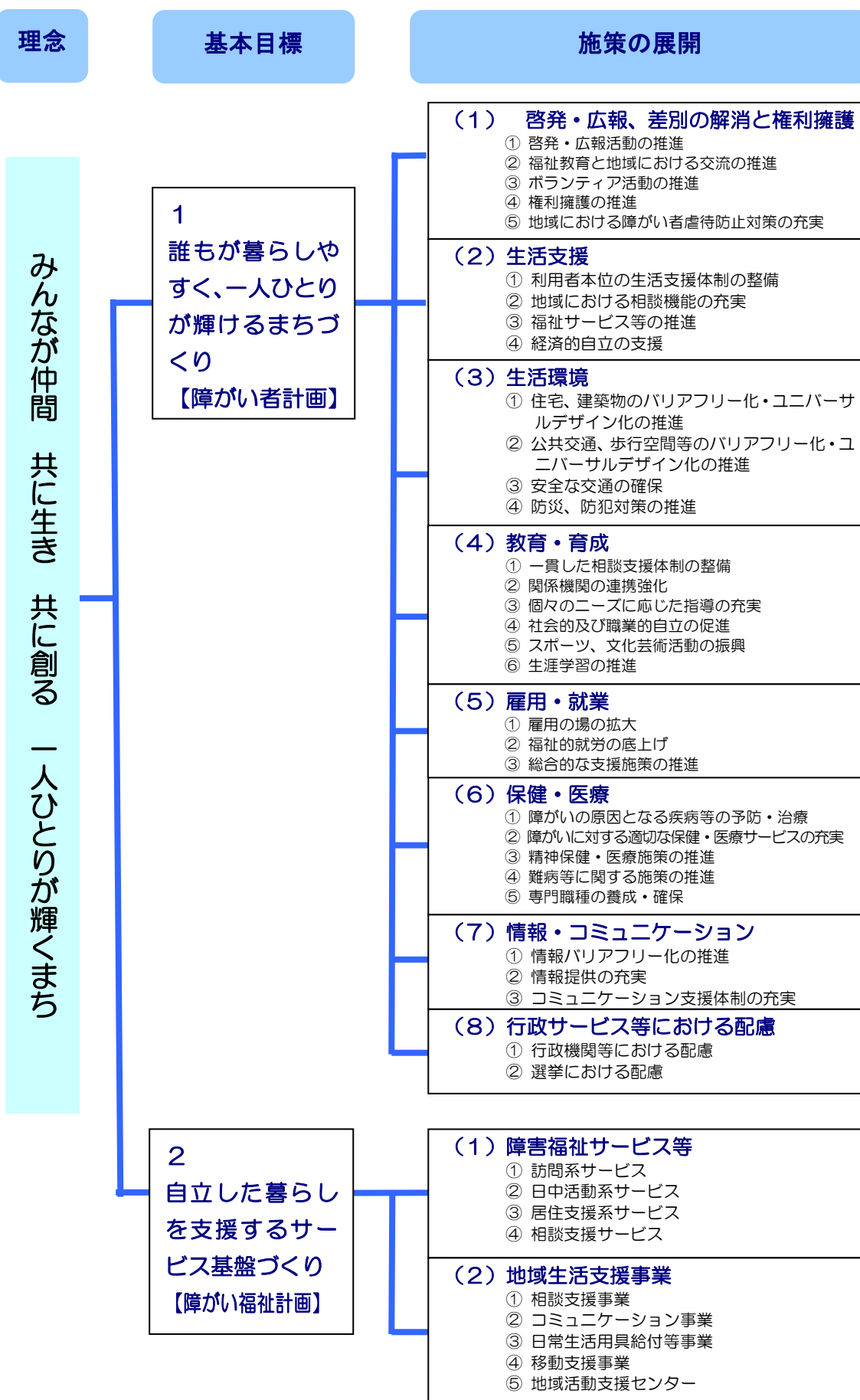


3 障がい者計画・障がい福祉計画

平成 27 年 3 月 障がい福祉計画 変更
平成 28 年 3 月 障がい者計画 改定

<施策の体系>



3-1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり

【障がい者計画】

■基本理念等

①法令の根拠

障害者基本法第 11 条

②趣旨

障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会・文化・スポーツ等のあらゆる分野への参加を促進するために策定するものです。

③基本的な考え方

障がい者の年齢や障がいの特性に応じた施策を展開し、障がい福祉計画との整合性を図りながら、障がい者の自主性を十分尊重し可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにします。

④取り組み方針

- (1) 私たちは、障がいの有無を超えて、一人ひとりがその人らしさを発揮し、輝くことができるまちをめざします
- (2) 希望する人だれもが、自分の意思に基づき社会に参画し、よりよいまちを共に創ることができるまちをめざします
- (3) それぞれの意思や権利を尊び、互いを認め合える、理解し合えるまちをめざします

■計画の期間

始期：平成 28 年 4 月 1 日

終期：平成 33 年 3 月 31 日

<数値目標一覧>

基本目標1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり

施策の展開	数値目標	
(1) 地域福祉の醸成	日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる人の割合	
	平成27年度 22.2%	⇒ 平成32年度 15%以下
(2) 生活支援	相談体制の充実が必要と回答する人の割合	
	平成27年度 38.7%	⇒ 平成32年度 30%以下
(3) 生活環境	公共交通機関の利用が不便と回答する人の割合	
	平成27年度 23.7%	⇒ 平成32年度 20%以下
(4) 教育・育成	東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致数	
	平成27年度 —	⇒ 平成28年度～平成32年度 1件
(5) 雇用・就業	ハローワークを通じた障がい者雇用の件数	
	平成26年度 23件	⇒ 平成32年度 28件
(6) 保健・医療	乳幼児健康診査受診率	
	平成26年度	平成32年度
	1か月児健診	83.6% ⇒ 100.0%
	4か月児健診	89.9% ⇒ 100.0%
	7～11か月児健診	100.0% ⇒ 100.0%
	お誕生日前健診	40.0% ⇒ 100.0%
	1歳6か月児健診	98.6% ⇒ 100.0%
	3歳児健診	100.0% ⇒ 100.0%
(7) 情報・コミュニケーション	コミュニケーション支援を担うボランティア人数	
	平成26年度 7人	⇒ 平成32年度 10人
(8) 行政サービス等における配慮	障害者差別解消法に基づく職員向け研修の開催数	
	平成27年度 0回	⇒ 平成28年度から 年1回

(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護

◆現状と課題◆

- 障がい者が地域で自立し安心して生活するために、また適切な手助けや支援を行うためには、地域や周囲の人たちが障がいについて理解し正しい知識をもつ必要があります。本町においては、町広報紙での関連記事の掲載や「あいサポート運動※」の推進など住民や地域、企業等に向けて幅広く啓発を行っていますが、アンケート調査において精神障害者保健福祉手帳所持者の約半数が差別や偏見、疎外感を感じるときがあると回答するなど、引き続き啓発、広報活動の積極的な推進を図る必要があります。
- 福祉教育の取り組みとしては、障がい者（児）と保育所（園）、学校が交流したり、各サービス提供事業所（施設等）が直売所を開設したりといったイベントを実施するなど、地域住民との交流を積極的に図っています。一方で、町内小・中学校が実施する福祉教育には学校によって実施頻度や内容に偏りがあるのが現状であるほか、交流教育も一回限りでなく継続性のあるものとするなど、内容の検討が引き続き必要となっています。アンケート調査においても、障がいのある人への理解を深めるために必要なこととして、「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流の促進」が最も高くなっており、身近な交流の機会を充実することが理解につながると考えられます。
- 障がいについての理解や交流の促進、支援の担い手づくりという観点からもボランティア活動を充実させることが重要です。若い世代をはじめ、ボランティア活動に関わる人員の確保が必要となっています。
- 成年後見制度及び権利擁護事業について、庁内関係課及び関係機関の連携のもと、相談窓口の周知や制度の利用が必要な人の把握、相談対応が引き続き求められます。また、成年後見制度においては後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への対応が必要です。
- 障がい者虐待については、依然として全国的に虐待事案が発生している状況にあり、予防・対策に向けた住民や障がい者福祉施設等への周知・啓発に今後も取り組む必要があります。

※ あいサポート運動 様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。

「よく感じる」が4.0%、「ときどき感じる」が18.2%、「ほとんど感じたことはない」が42.4%、「まったく感じたことはない」が22.0%となっています。所持手帳別では、精神障害者保健福祉手帳の人で「よく感じる」が14.8%、「ときどき感じる」が31.1%であり、身体・療育手帳所持者と比べて高くなっています。

●あなたは、障がいのある人への町民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。

「わからない」が24.5%で最も高くなっています。次いで「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流の促進」が23.5%、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発の充実」が20.0%で続いています。

●あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。また、現在利用していますか。

「聞いたことがない」が36.1%で最も高くなっています。次いで「知っているが、利用していない」が21.7%、「知っているが、利用する必要がある」が14.5%で続いています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

●当事者団体における会員の高齢化や入会者が少ないこと。

会員が高齢化し、新規の入会者も少なくなっている。一方で、日々の暮らしに不安や悩みを抱える人も少なくなく、どのように入会していただけるかが課題となっている。

●周囲からの差別や偏見、また当事者が自身に対して差別・偏見を感じている。

身体障がい者に対しての偏見は少ないと思われるが、他の障がい者に対してはあるように思われる。

当事者もなかなかすぐに外に出ることができない。自分の中に偏見や差別を感じているからと思う。

◆数値目標◆

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる人※の割合
(アンケート調査)

平成27年度
22.2%

⇒

平成32年度
15%以下

※「よく感じる」「ときどき感じる」の合計

◆今後の方向◆

①啓発・広報活動の推進

項目	内容
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。 ・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」でも啓発記事等を掲載します。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場の設定、「あいサポート運動」の推進などにより、疾病や障がいは誰でも起こりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、住民に対する意識啓発を進めます。 ・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。 ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致を踏まえ、障がい者支援への意識啓発を進めていきます。
障害者差別解消法の周知啓発	・障がいを理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組み、事業者に求められる対応等を周知啓発します。

②福祉教育と地域における交流の推進

項目	内容
福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。 ・町社会福祉協議会が事務局をもつ「邑智郡ふれあいの会」が主体となり、交流・余暇活動を実施します。 ・行事やイベントの開催にあたっては、関係する団体による共同での開催を検討します。

Ⅱ. 各論

③ボランティア活動の推進

項目	内容
既存ボランティア活動への支援	活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換、連絡調整の推進を図ります。
ボランティア育成	- 後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。 - ボランティアの人員確保を図るため、幅広い年齢層が参加できる障害者支援ボランティア養成講座の開催を計画します。

④権利擁護の推進

項目	内容
権利擁護事業の制度周知	- 町広報紙に掲載するなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。 「後見支援員養成講座」を継続的に開催し、住民に向けて幅広く周知・啓発を図ります。
成年後見制度の申請手続き費用負担	- 生活保護受給者における町長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。 - 権利擁護センターと庁内関係課との連携・役割分担を強化します。

⑤地域における障がい者虐待防止対策の充実

項目	内容
障がい者虐待※の周知・啓発の充実	障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。
虐待に対する対応の強化	障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し県や関係機関との連携を図りながら迅速に対応します。

※ 障がい者虐待の類型

- ①身体的虐待：身体に暴行を加えること。
- ②性的虐待：わいせつな行為をすること、又は障がい者にわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト：衰弱させるような減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を怠ること。
- ④心理的虐待：暴言又は拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ⑤経済的虐待：養護者又は親族が財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

(2) 生活支援

◆現状と課題◆

- 障がい者が自立した生活を送るためには、利用者本位の生活支援が提供される必要があり、困りごとや必要な支援、サービス等利用計画の作成等の相談ができる相談支援体制の充実が求められます。相談体制としては、福祉課等の各担当課や総合支援法に基づき町内3か所に設置された相談支援事業所があるほか、県央保健所、県立西部総合福祉センター「いわみーる」などの相談窓口があります。アンケート調査では、生活での悩みや困りごとを相談する相手として「家族」の割合が高くなっていますが、庁内関係課や関係機関、サービス提供事業者など、気軽に相談のできる環境づくりを今後も強化していく必要があります。障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことにおいても、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が38.7%で最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が25.7%で続いています。
- 地域での生活が可能な精神障がい者の地域移行を促進するよう国は方針を掲げていますが、アンケート調査でも「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が56.1%、「ひとりで暮らしたい」が11.4%となっており、自宅での暮らしを希望する割合が高くなっています。一方で、関係団体・当事者団体へのヒアリング結果では退院後の支援体制が不十分であるとの意見も挙がっており、希望する人が自宅での生活を送ることができるよう、在宅での医療ケアや福祉サービス等の生活支援を提供する体制づくりが今後も重要となっています。
- 障がい者にとって、医療費や移動にかかる費用など経済的な負担が大きいため、経済的な自立支援として県の制度を紹介するほか、本町が独自に行っている各種の医療費助成・交通費助成制度も引き続き周知を図っていくことが求められます。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●現在の生活での悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。

「家族」が71.4%で突出しています。次いで「友人・知人」、「サービスを受けているところ（施設、事業所等）」が18.7%、「病院・診断所」が17.5%で続いています。

●あなたは今後どのように暮らしたいと思いますか。

「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が56.1%で突出しています。次いで「ひとりで暮らしたい」が11.4%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が7.9%で続いています。

●あなたは、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。

「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が38.7%で最も高くなっています。次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が25.7%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が22.2%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が21.3%で続いています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

● 精神障がい者の地域移行を進めるための体制が不十分

精神障がい者の長期入院が多い中、退院後の医療、行政、地域の支援体制が十分とはいえず、現状では退院して暮らすのは大変である。

◆数値目標◆

相談体制の充実が必要と回答する人の割合

(アンケート調査)

平成 27 年度
38.7%

⇒

平成 32 年度
30%以下

◆今後の方向◆

①利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。 ・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」やケーブルテレビを通じた広報を推進します。

②地域における相談機能の充実

項目	内容
相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・身体・知的障害者相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援、他の相談事業との連携を図ります。
精神障がい者の地域移行推進	地域移行が可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関の連携を図りながら支援を行います。

③福祉サービス等の推進

項目	内容
障がいの特性にあったプランの作成充実	・総合支援法の制度普及を図りながら、サービス等利用計画について、作成に向けた手続きの仕方や作成事業者等の周知を図ります。

④経済的自立の支援

項目	内容
各種助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。 ・県の制度についても情報提供を行います。

(3) 生活環境

◆現状と課題◆

- 障がい者が安全で安心して暮らすためには、建築物、道路、交通機関などにおける物理的なバリアを解消することが重要です。公共施設等の新設や改築等において、バリアフリー化基準への適合や、町役場等の拠点エリアにおける一体的なバリアフリー化を引き続き推進する必要があります。
- 買い物や行事・イベント等への参加など、社会参加に向けて移動手段を確保することは重要な要素となります。アンケート調査では、外出時に不便に感じたり困ることとして、「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」の割合が高くなっており、交通手段の不足や介助者がいない等の理由で社会的に孤立することがないよう、外出に関する支援の充実が求められます。
- 本町では、平成 27 年度にはユニバーサルデザインの低床バスや福祉タクシーが導入され、外出や移動に際しての支障がなくなるよう取り組みが進められています。今後も人口減少が予想される状況において、だれもが使いやすい交通手段の確保に向けて、公共交通機関等のあり方について検討が必要です。
- 災害発生時の対応として、アンケート調査では一人で避難することができる人は約 4 割にとどまっており、できない人または避難できるかわからない人が約半数を占めています。災害発生時の避難支援等のあり方について、自主防災組織等とも連携を図りながら検討を進めていくことが重要です。
- 防犯対策においては、犯罪や事故の抑止力及び事実確認の証拠として、防犯カメラの設置に対する需要が全国的にも急速に高まっています。本町においても依然として不足する状況にあり、設置が求められます。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたが外出する際に、よく利用する交通手段は何ですか。

「自家用車（家族運転）」が 35.1%、「自家用車（本人運転）」が 34.1%で高くなっています。次いで「徒歩」が 14.6%、「バス」が 12.6%で続いています。

●あなたが外出するとき、不便に感じたり困ることは何ですか。

「特にない」が 28.7%で最も高くなっています。次いで「公共交通機関の利用が不便」が 23.7%、「介助者がいないと外出できない」が 19.2%で続いています。

●あなたは、地震などの災害発生時に一人で避難することができますか。

「できる」が 39.5%で最も高く、次いで「できない」が 31.9%、「わからない」が 15.6%となっています。

◆数値目標◆

公共交通機関の利用が不便と回答する人※の割合

(アンケート調査)

平成 27 年度
23.7%

⇒

平成 32 年度
20%以下

◆今後の方向◆

①住宅、建築物のバリアフリー化※¹・ユニバーサルデザイン化※²の推進

項目	内容
公共施設等の整備	可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。
民間施設の整備	障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、民間事業者と連携を図りながら普及啓発に努めます。
住宅の整備	- 町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手すりの設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、助成等の支援を行います。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム等の整備の推進を図ります。 - 居住サポート事業による入居支援や、成年後見制度の利用を促進し契約の安定を図ります。

※¹ バリアフリー 障がい者や高齢者などにとっての障がいを取り除き、ハンディキャップを持った人でも安心して快適な生活ができるようにしようという考え方。

※² ユニバーサルデザイン 年齢・性別・身体的能力などの違いに関わらず、すべての人が利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容
公共交通機関の充実	- 障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるように、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 - 地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式や自治会輸送等の導入を検討します。

③安全な交通の確保

項目	内容
快適な歩行環境の確保	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク※障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、障がい者にやさしい道づくりを進めます。 ・歩行者の使用頻度や重要度等に応じて、優先度の高い道路から改善を進めていきます。
移動手段の確保	・総合支援法に基づく移動支援事業を推進します。サービスの周知を行うとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう対象者基準の見直しを検討します。 ・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。

※ ポケットパーク 道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

④防災、防犯対策の推進

項目	内容
防災対策の推進	・町地域防災計画に基づき災害時要配慮者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、災害時における在宅の要援護者対策、啓発を進めます。 ・災害時要配慮者の避難誘導などについて自主防災組織を中心とし、具体的な行動計画の策定や訓練の実施を行います。
防犯対策の推進	・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 ・歩行者が通行する主要な箇所に、防犯カメラの設置を検討していきます。 ・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、町広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。

(4) 教育・育成

◆現状と課題◆

- 平成 27 年 4 月 1 日現在、本町の 18 歳未満の身体障害者手帳所持者は 3 人、療育手帳所持者は 12 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 3 人となっています。町内すべての保育所（園）で障がい児保育を実施しており、特別支援学級は町内小・中学校あわせて 6 校に設置しています。また、通常の教育や保育に通いながら、何らかの支援や指導を必要とする人のための「通級指導教室」は、小・中学校にそれぞれ 1 校設置しています。
- また、町内には県立石見養護学校があり、全校で 33 名の児童・生徒が通っているほか、町外の特別支援学校に在籍する生徒がいます。さらに、不登校児童を対象にした教育支援センター「たけのこ学級」があります。
- こうした保育所（園）や小・中学校、養護学校等における特別支援教育の体制に加えて、本町では「邑南町教育支援委員会」を設置し、専門委員が児童生徒等の教育支援、就学相談にに応じているほか、邑南町特別支援相談ネットワーク体制により各関係機関が連携した支援に取り組んでいます。
- アンケート調査では、現在学校等に通学している人のうち、学校教育終了後の進路を考えるうえでの不安として、「民間企業に就職することへの不安」「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」が挙げられており、一人ひとりの生徒の進路についての希望に寄り添いながら、それぞれが自分らしく社会で活躍できる体制づくりを福祉・雇用の両面から今後も推進する必要があります。
- また、特別な支援を要する児童生徒の不登校に関する相談は増加傾向にあり、福祉教育の強化や特別支援相談ネットワークによる相談支援など、引き続き支援体制を強化する必要があります。
- さらに、放課後や長期休暇中の生活についても、その児童・生徒に応じた過ごし方ができるよう、サービスの活用や体制を整備する必要があります。
- 子どもから大人、高齢者にいたるまで、スポーツや文化芸術活動を行うことは、心身の鍛錬とともに心豊かな生活を送ることに役立ちます。アンケート調査では、スポーツや趣味などの文化・芸術活動に日頃参加している割合が低くなっており、誰もが気軽にスポーツ活動や文化芸術活動に参加できる環境づくりや運営方法の検討が必要です。
- 障がい者スポーツへの理解を広げていくとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致活動を契機として、障がいの有無を超えてスポーツを通じた交流が促進されるよう取り組みが求められます。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは、学校教育終了後の進路を考えるにあたって、どのような不安を持っていますか。

「民間企業に就職することへの不安」「障害者就業・生活支援センターを通じて就労できるかどうかの不安」「その他」が20.0%で最も高くなっています。

●あなたは、最近どのような活動に参加していますか。最近1か月に参加した回数を教えてください。

スポーツについては、「1～3回」が9.6%、「4～6回」が2.5%となっています。

趣味などの文化・芸術活動では、「1～3回」が6.9%、「4～6回」が0.7%となっています。

◆数値目標◆

東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致数

平成27年度

⇒

平成28年度～平成32年度

—

1件

◆今後の方向◆

①一貫した相談支援体制の整備

項目	内容
乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	・誰もが気軽に相談できる環境の整備として、教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した特別支援相談ネットワークを機能させ、出生から就労まで、一貫した相談支援を行います。 ・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。
発達障害※に関する早期対応の推進	・発達障害に関して早期発見・早期支援を保護者等の理解を得ながら行えるよう、関係機関によるネットワークの強化や個別支援、家族への支援を強化します。

※ 発達障害 発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

②関係機関の連携強化

項目	内容
関係機関との連携	・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 ・障がい児の活動支援グループと連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 ・子育て支援事業や発達障害者支援センターとの連携を強化します。 ・就学や進学、就労等で支援が途切れることがないよう、すこやかファイルを活用して関係機関で子どもの育ちを共有し、同じ方向性で子どもや保護者の支援を行います。

③個々のニーズに応じた指導の充実

項目	内容
早期支援の充実	・早期から保護者との関係づくりを深め、保護者及び児童のニーズをくみ取り、関係機関で見守り支援ができる体制づくりを強化します。
障がい児保育の推進	・障がいのある子ども、ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 ・障がい児の受け入れにあたって保育士の加配等を支援し、障がい児保育の促進を図ります。
特別支援教育※の推進	・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、学習支援員による支援や通級指導教室の利用により、保護者との連携のもと個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 ・教育設備の整備・充実に努めます。 ・特別支援相談ネットワークを活用しながら、学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 ・スクールソーシャルワーカーの配置による他分野の連携推進、スクールカウンセラーの充実に努めます。 ・児童・生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくため、県立石見養護学校との連携により研修の充実に努めます。

項目	内容
学校における福祉教育の推進	・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとないう子がともに理解を深めるための交流教育を推進します。 ・特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした研修会の開催、充実を図ります。 ・学級集団づくりの研修を一層充実していきます。

※ 特別支援教育 これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。また、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。

④社会的及び職業的自立の促進

項目	内容
社会的・職業的自立の促進	・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも就労に適應できなかった養護学校卒業生への途切れない相談事業の推進を図ります。 ・相談支援事業所と連携を図りながら、福祉的就労や一般就労につなげていきます。
不登校児童への取り組み	・関係機関の連携により不登校児童・生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。 ・邑南町教育支援センターを拠点に、支援体制を引き続き整えていきます。

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

項目	内容
各種団体への入会の推進と運営の充実	・身体・知的・精神障がいの各当事者団体について、手帳所持者に対し情報提供を行います。 ・会員の要請や必要に応じて適宜支援を行い、運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。
スタッフの充実	・障がい者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。 ・必要となる研修会・会議等への参加により資質向上を図ります。

Ⅱ. 各論

項目	内容
障がい者スポーツへの理解の促進と環境整備	・障がい者スポーツへの理解の促進と環境の整備を図ります。 ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致をめざします。

⑥生涯学習の推進

項目	内容
生涯学習に取り組みやすい体制づくり	・生涯学習推進計画や人権施策推進基本方針に基づき、障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。

(5) 雇用・就業

◆現状と課題◆

- 福祉施設や作業所等での就労や一般就労を希望する人が、その希望をかなえることができる就労の場を確保できるよう、町全体での意識啓発や理解の促進、就業訓練等の支援が求められます。アンケート調査では、現在福祉施設等で就労している人や現在求職中の人のうち、福祉施設等での就労を希望する人が42.6%であるほか、短時間勤務など、障がいへの配慮があるなかで民間企業や官公庁・団体の正職員として働きたい人が17.0%、パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員が10.6%となっています。障がいのある人の就労支援として必要なことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「企業等における障がい者雇用への理解」が割合として高くなっており、障がい者が得意とすることや配慮が必要なことなど、理解を広げていくことが求められます。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や島根障害者職業センターなど就労機関における諸制度がありますが、町の広報が十分であるとは言えない状況もあり、ジョブコーチ※制度など十分な活用が進んでいない面もみられます。地域自立支援協議会就労支援部会を中心に、ハローワーク・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制の充実や支援が必要です。
- 就労している障がい者へのアフターケアとして相談支援が必要と思われ、設置機関が遠方にあるなど地理的課題はあるものの、ハローワークや島根障害者職業センター等が行っている就労相談員や就労相談の活用、これらの関係機関からの情報提供を利用し充実した支援体制が必要です。
- 平成28年4月より「改正障害者雇用促進法」が施行となるにあたり、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、労働能力を適正に評価するための方策を講じる等の合理的な配慮が求められます。また、今後法定雇用率の見直しも検討されており、事業者をはじめとして制度の周知を進めていく必要があります。

※ ジョブコーチ 一定期間、職場に付き添って支援を行い、障がい者の仕事の自立を助ける人。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●【「福祉施設、作業所等に通っている」または「現在は仕事をしていないが探している」方が対象】あなたは今後、どのように働きたいですか。

「福祉施設、作業所等で働きたい」が42.6%で突出しています。次いで「民間企業や官公庁・団体の正職員（短時間勤務など、障がいへの配慮がある）」が17.0%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が10.6%が続いています。

●あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 28.1%で最も高くなっています。次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が 25.7%、「通勤手段の確保」が 24.5%で続いています。

— 関係団体・当事者団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

● 障がい者に対する理解、病気に関する理解が必要

障がい者に対する理解のある対応が必要。企業側にも同じことが言えると思う。

精神障がい者は日々体調の変化があり、毎日同じ能力の作業ができないので会社の方に病気のことで理解してもらえると助かる。

◆数値目標◆

ハローワークを通じた障がい者雇用の件数

平成 26 年度
23 件

⇒

平成 32 年度
28 件

◆今後の方向◆

①雇用の場の拡大

項目	内容
雇用の場の拡大	・雇用の場の拡大を図るために、ハローワークを中心に、町無料職業相談所、県立石見養護学校、社会福祉施設、共同作業所とのネットワークづくりを行います。 ・地域自立支援協議会就労支援部会を中心に、「雇用促進連絡会」を開催し、企業等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労支援を行います。 ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。 ・県立石見養護学校が独自で行う就労支援対策に支援を図ります。 ・雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発を図ります。 ・町及び民間事業所において、法定雇用率の達成に向けた取り組みを推進します。

項目	内容
精神障がい者の雇用促進	・障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の算定対象に今後精神障がい者が追加されることも踏まえ、精神障がい者の雇用促進に向けた取り組みを促進します。

②福祉的就労の底上げ

項目	内容
福祉的就労の充実	・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。
優先調達の推進	・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を引き続き推進し、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。

③総合的な支援施策の推進

項目	内容
就労の継続・安定に向けた支援	・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用、身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 ・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。
就労障がい者のアフターケアの充実	・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行い、ソフト面での支援を行います。 ・具体的には、ハローワークや商工会との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。

(6) 保健・医療

◆現状と課題◆

- 障がいに関する保健・医療施策では、まず障がいの予防と早期発見・早期対応が求められています。乳幼児や妊産婦に対する健康診査、幅広い年齢層に対する生活習慣病の予防と保健指導、健康づくりや介護予防を、自助・互助・共助・公助それぞれがバランスよく役割を果たしながら取り組むことが求められます。
- 町内に救急病院として公立邑智病院がありますが、精神科入院ができないなど、より専門的な療育、治療は困難な現状があります。精神障がい者への医療の提供や支援を可能な限り地域で行い、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、専門の診療科と地域の医療機関、サービス提供事業者、相談機関等が連携を図りながら体制を整えることが大切です。また、新たな課題となっている高次脳機能障害についても、専門の職員や支援機関との連携が必要です。
- 障害者総合支援法により新たに障害福祉サービス等の対象となる特定疾患（難病等）について、必要とする人に必要なサービスが行き届くよう制度に関する情報提供を行うとともに、日常生活における不安等の解消を図るため相談機能の充実が引き続き求められます。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは、通院していて困っていることはありますか。

「特に困っていない」が 40.6%で最も高くなっています。次いで「待ち時間が長い」が 30.6%、「専門的な治療を行う病院が身近にない」が 16.0%、「医療費や交通費の負担が大きい」が 14.8%で続いています。

◆数値目標◆

乳幼児健康診査受診率

	平成 26 年度		平成 32 年度
※ 1 か月児健診	83.6%		100.0%
4 か月児健診	89.9%		100.0%
7～11 か月児健診	100.0%	⇒	100.0%
※ お誕生日前健診	40.0%		100.0%
1 歳 6 か月児健診	98.6%		100.0%
3 歳児健診	100.0%		100.0%
4 歳児健診	95.2%		100.0%

※ 1 か月児健診、お誕生日前健診は平成 25 年出生

◆今後の方向◆

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容
健康づくりの推進	- 生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象に早期から生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、健康診査を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。 - 出前講座を通じて、セルフケア能力を高めたり、周囲の変化に気付くことができるように情報提供していきます。 - 心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	疾患や障がいのスクリーニングだけではなく、発達を育む視点で関わり、特に保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添い、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを強化します。また、その支援の充実のために関係機関との連携を強化します。
確実な治療の継続	保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

項目	内容
相談体制の充実	- 専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談、町で実施している臨床心理士による心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。 - 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。相談支援事業所と連携しながら個別支援を行います。
リハビリテーション・療育体制の推進	障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。

Ⅱ. 各論

③精神保健・医療施策の推進

項目	内容
精神保健施策の推進	・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。 ・新たな課題や体制の推進について、相談支援部会や自死対策実務者会議等で検討し、内容を充実します。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	・医療機関や保健所、相談支援事業所等、保健・福祉との連携をより強化し、入院中からケース検討を行うなど、地域の受け皿づくりを図ります。

④難病等に関する施策の推進

項目	内容
対象疾病に関する周知	・障害者総合支援法において障害福祉サービス等の対象に難病等の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、制度の周知を行います。 ・適正なサービスが受けられるように、県央保健所や関係機関と連携して支援します。

⑤専門職種の養成・確保

項目	内容
専門職員の資質の向上	・高次脳機能障害や社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会や関係機関とのケース検討を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。

(7) 情報・コミュニケーション

◆現状と課題◆

- 今日の情報化社会においては、情報量が増大するとともに、社会生活を営んでいく上で必要な情報の入手や伝達は不可欠なものとなってきています。視覚障がい者や聴覚障がい者には、情報・コミュニケーションの面で大きな制約があります。こうした障がい者の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障がいに応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保などを進めていく必要があります。
- 本町の取り組みとしては、町からのお知らせを防災行政無線で放送するだけでなく、ケーブルテレビの行政文字放送で流すことにより、視覚・聴覚の障がいに応じた情報伝達を可能にしています。また、円滑なコミュニケーションを支援するため、ボランティア団体による手話通訳者や、要約筆記者の派遣を行っていますが、人員の確保が十分とはいえない状況があり、今後もスタッフの養成が求められます。
- 障害福祉サービスに関する情報の入手方法として、アンケート調査では、「町役場の福祉担当課」や「町の広報紙」の割合が高く、制度の変更やサービスの利用方法等について、今後もユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい情報提供が大切です。

— アンケート調査結果からみられた現状・課題 —

●あなたは、サービスに関する情報をどこから入手していますか。

「町役場の福祉担当課」が 25.0%で最も高くなっています。次いで「町の広報紙」が 22.4%、「家族・親戚」が 21.0%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が 20.5%で続いています。

◆数値目標◆

コミュニケーション支援を担うボランティア※人数

平成 26 年度
7人

⇒

平成 32 年度
10人

※町内のボランティア団体に所属する、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティアの人数

◆今後の方向◆

①情報バリアフリー化の推進

項目	内容
IT 利用促進	障がいの種別に応じて、情報の入手や意思疎通に有効なサポート機器の給付や貸与を推進します。
活用しやすい環境づくり	パソコン教室の開催、島根県西部視聴覚障害者情報センターが実施している教室のPR や、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。
ケーブルテレビの活用	防災行政無線に加え、ケーブルテレビのデータ放送、行政文字放送を活用し、障がいの種別に対応した情報伝達に努めます。

②情報提供の充実

項目	内容
情報提供の充実	- 視覚、聴覚障がいの種別に対応したわかりやすい情報提供に努めるとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。 - ケーブルテレビのコミュニティチャンネルや町ホームページにおいて、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。

③コミュニケーション支援体制の充実

項目	内容
コミュニケーションの確保	- コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成・確保を推進します。 - 手話、要約筆記及び点訳・朗読等を行うボランティア団体の活動拡充に向けて、支援を実施します。

(8) 行政サービス等における配慮

◆現状と課題◆

- 平成 28 年 4 月に施行される障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的としています。日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くため、町役場をはじめとした行政機関において差別の禁止が徹底されるよう、職員に対する研修等、啓発の機会を確保することが求められます。
- 選挙等においても、本町に暮らす住民が等しくその権利を行使することができるよう、障がい特性に応じた情報提供や、不在者投票の普及など投票を行うにあたっての障壁を除去するよう取り組みます。

◆数値目標◆

障害者差別解消法に基づく職員向け研修の開催数

平成 27 年度
0 回

⇒

平成 28 年度から
年 1 回

◆今後の方向◆

①行政機関等における配慮

項目	内容
行政職員における障がい者理解の促進	・事務・事業の実施にあたって、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。 ・窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、必要な研修等を実施します。 ・行政に関する情報提供にあたっては、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。

②選挙における配慮

項目	内容
選挙における配慮	• 点字やインターネットを通じて候補者情報を提供するなど、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めます。 • 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障害者の利用に配慮した投票設備の設置等により、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。 • 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

3-2 自立した暮らしを支援するサービス基盤づくり

【障がい福祉計画】

(1) 基本的理念等

① 法令の根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条、第 88 条の 2

② 趣旨

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

③ 基本的理念

障がい者の自立と社会参加を基本とした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等については、次の理念に基づいて整備を図ります。

○障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること。

○市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、町を基本とする仕組みに統一され、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障がいの種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことにより、立ち後れている精神障がい者などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること。

○地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること。

○障がい児の支援体制の整備

障害児通所事業は、町内では 1 カ所で実施しているが、定員や施設整備に課題があり十分にニーズに対応しているとはいえない状況に対し、障害児通所施設の整備等、さらなる充実を図ること。また、関係部局とも引き続き連携し本人や家族に寄り添った療育・相談を進めること。

Ⅱ. 各論

④目的

障がい者が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- 1 町内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保
- 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 3 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(2) 計画期間及び見直しの時期

①計画期間

第1期障がい福祉計画

始期：平成18年10月1日

終期：平成21年3月31日

第2期障がい福祉計画

始期：平成21年4月1日

終期：平成24年3月31日

第3期障がい福祉計画

始期：平成24年4月1日

終期：平成27年3月31日

第4期障がい福祉計画

始期：平成27年4月1日

終期：平成30年3月31日

第5期障がい福祉計画

始期：平成30年4月1日

終期：平成33年3月31日

②見直しの時期

本来であれば、平成29年度において、第4期障がい福祉計画に係る必要な見直しを行い、第5期の障がい福祉計画を策定しますが、平成27年度において障がい者計画を大幅に見直すために実態調査等を予定しており、この見直しの結果を踏まえて第4期障がい福祉計画の計画期間中に見直すこととなる可能性があります。

③計画の推進体制

各年度において、計画を効果的に推進するため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として平成19年度に「邑南町地域自立支援協議会」を設置しました。

その構成員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、障がい当事者団体、学識経験者、就職支援機関となっています。

その他、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等、ボランティア団体や県・国とも連携を取りながら計画を推進します。

(3) 平成 29 年度の数値目標

①施設入所者の地域生活への移行

基本的考え方

今後加速される障がい者の地域生活への移行に備え、基礎的な条件整備を早急に進める必要があります。

居住の場としては、島根県障がい者福祉施設整備事業（県単独事業）を活用するなどして、障がい者等が自立するためグループホーム等の整備を進め生活の場の確保に努めます。

また、日中活動の場としては、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための自立訓練等の推進を図ります。

目標値の設定

- ・自立訓練事業等の推進やグループホームの整備・体験利用等により、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%が地域生活に移行することをめざします。
- ・施設入所者の地域生活移行により、平成 26 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 4%を削減することをめざします。

②福祉施設利用者の一般就労への移行

基本的考え方

島根県では一般就労を推進するため、障害者就業・生活支援センターを松江・雲南・出雲・浜田・益田圏域に設置し、障害者就労支援センター（県単独事業）を大田・隠岐圏域に設置しています。大田圏域においても障害者就業・生活支援センターが平成 21 年度に設置されました。

本町では、これらの障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関・障害者相談支援事業所との連携を図り、「邑南町雇用促進連絡会」などの機会を通じて障がい者が安心して、様々なステップにチャレンジができる環境をつくることにより、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、圏域内企業の一般就労の状況、障がい者のニーズを勘案して目標数値を設定します。

目標値の設定

- ・就労移行支援事業所の利用ニーズに応えるため、就労移行支援事業に取り組む事業所数を増やし、また、平成 25 年度の就労移行支援事業所を利用し一般就労したおりませんが、平成 29 年度末までに 2 人が一般就労することをめざします。
- ・就労継続支援事業利用者のうち、希望する人が就労継続支援事業 A 型（雇用型）

Ⅱ. 各論

を利用できる体制をめざします。

《障害福祉計画(数値目標)》

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	成果目標		備 考
現在の施設入所者数	49	人	※平成 25 年度末の全施設入所者数とする
地域生活移行者数	6	人	※現在の全入所者のうち、施設入所から GH 等へ地域移行した者の数（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
	12	%	
削減見込	2	人	※平成 29 年度末段階での削減見込数（割合については、削減見込数を全入所者で除した値）
	4	%	

注1) 地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者が地域生活へ移行する場合が想定される。

注 2 現在の施設入所者数(平成 25 年度末)には、新規整備予定の施設入所者数は含まない。

2. 地域生活支援拠点数

項 目	成果目標		備 考
H29 年度末(1 箇所以上)	1	箇所	※居住支援機能と相談機関や医療機関を含む地域支援機能を一体的に備えた多機能拠点

3. 福祉施設から一般就労への移行等

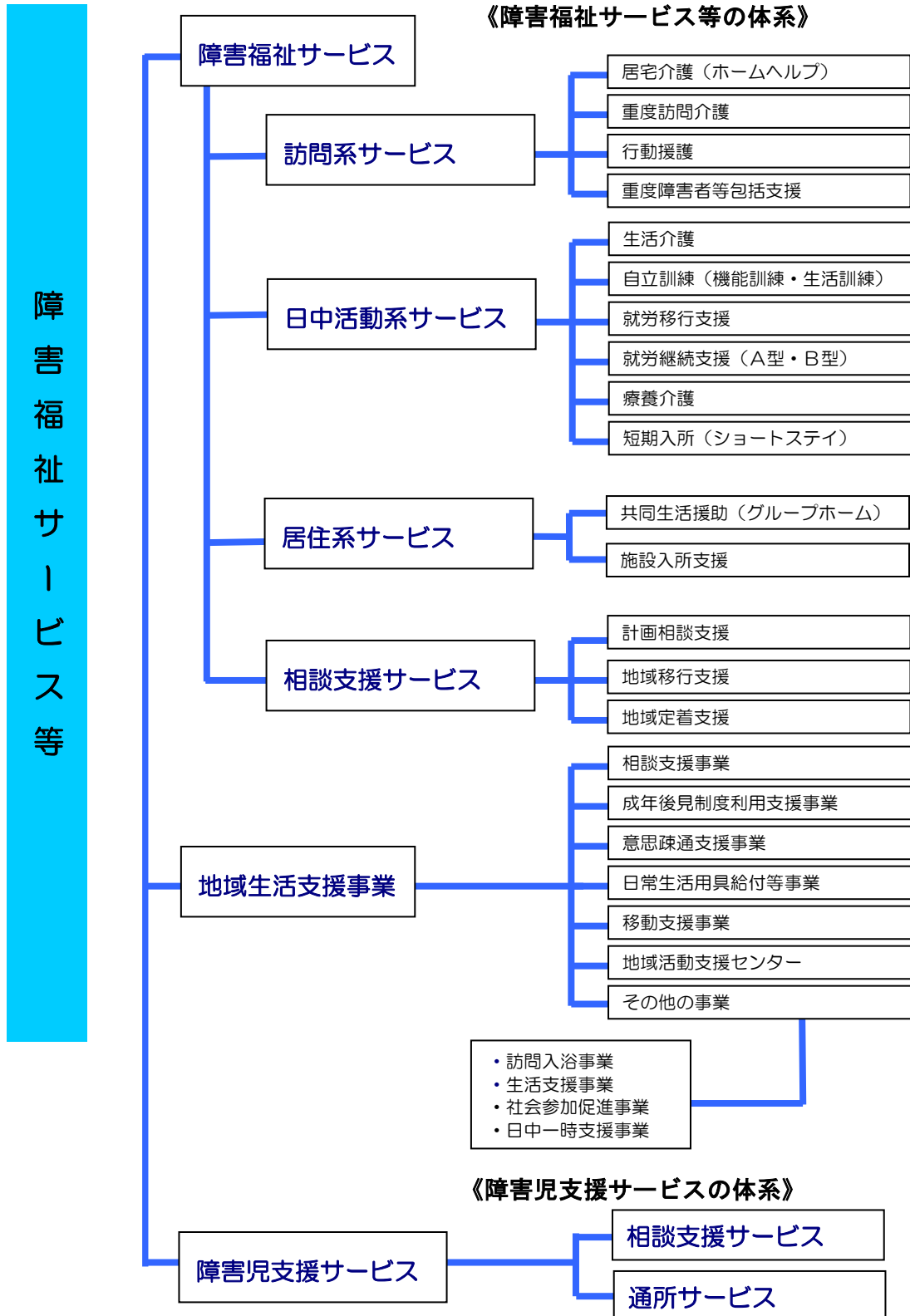
項 目	成果目標		備 考
現在の年間一般就労移行者数	0	人	※平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の年間一般就労移行者数	2	人	※平成 29 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

注) 一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A 型)及び福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

項 目	成果目標		備 考
現時点施設利用者数	4	人	※平成 25 年度の就労移行支援事業所を利用する者の数
目標年度までの就労移行支援事業利用者数	4	人	※平成 29 年度までの就労移行支援事業の利用人員見込数
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所割合	50	%	※平成 29 年度末までに就労移行支援事業所数を 2 カ所とし、就労移行率を 3 割以上とする事業所を 1 カ所以上が目標

(4) 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの見込量及び確保のための方策

① 障害福祉サービス等の体系、見込量及び実施に関する考え方



Ⅱ. 各論

見込量

《障害福祉サービス見込量》

サービスの種類		単位	27 年度	28 年度	29 年度	実施事業所
訪問系	居宅介護	人 時間	23 173	25 188	27 203	社協、ひまわり、瑞穂西居宅介護事業所
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系	生活介護	人 人日	57 1077	58 1096	59 1115	社協、緑風園、くるみ邑美園、愛香園、いずみの里邑智園、島根療護園ほか
	自立訓練(機能訓練)	人 人日	1 3	0	0	広島市総合リハビリテーションセンター
	自立訓練(生活訓練)	人 人日	8 100	8 100	8 100	はあもにいはうす、緑風園
	就労移行支援	人 人日	4 63	3 47	3 47	はあもにいはうす
	就労継続支援(A 型)	人 人日	1 22	1 22	1 22	いなほの郷
	就労継続支援(B 型)	人 人日	48 828	48 828	47 811	はあもにいはうす、緑風園、愛香園、邑智園ほか
	就労移行支援及び就労継続支援利用者の一般就労移行者	人	1	1	1	はあもにいはうす、緑風園、愛香園、邑智園ほか
	療養介護	人分	7	7	7	松江病院、安養学園
	短期入所(福祉型)	人 人日	5 54	5 54	5 54	愛香園、緑風園、安養学園、くるみ邑美園
	短期入所(医療型)	人 人日	0	0	0	
居住系	共同生活援助	人分	31	32	33	ハートホーム、愛香園ホームサポート、緑風園ほか
	施設入所支援	人分	48	47	47	愛香園、緑風園、くるみ邑美園、邑智園、島根療護園ほか
相談支援	計画相談支援(月単位)	人分	41	43	43	ハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園ほか
	地域移行支援(月単位)	人分	1	1	1	ハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園ほか
	地域定着支援(月単位)	人分	1	1	1	ハートフルみずほ、おりーぶ、緑風園ほか

単位 人時間：1 ヶ月あたりの利用者数・利用時間

人日：1 ヶ月あたりの利用者数・利用日数

○グループホーム整備見込量

種類	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
	定員数(実績)	定員数(見込)	定員数(見込)	定員数(見込)	
GH	80	80	86	86	

《障害児支援サービス見込量》

サービスの種類		単位	27 年度	28 年度	29 年度	実施事業所
通所支援	児童発達支援	人 人日	5 10	6 12	7 14	西部島根医療福祉センター
	放課後等デイサービス	人 人日	8 61	9 69	10 77	みんと
	保育所等訪問支援	人 人日	4	4	4	
	医療型児童発達支援	人 人日	0	0	0	
相談支援	計画相談支援(月単位)	人分	2	2	2	ハートフルみずほ、おりーぶ、西部島根医療福祉センター

実施に関する考え方

1) 訪問系サービス

在宅の障がい者を対象とした居宅介護の量的、質的充実を図ります。

2) 日中活動系サービス

就労移行支援などの推進により福祉施設から一般就労への移行を図ります。

3) 居住系サービス

地域での居住の場としてグループホーム等の充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練等の日中活動系サービスの利用による、施設入所・入院から地域生活への移行を図ります。

なお、新たに施設に入所できる障がい者は、グループホーム等での生活が困難であり、施設入所が真に必要であると判断される人としています。

4) 療育系サービス

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、身近な地域で療育を受けることができるような体制を検討していきます。

5) 相談支援

障害福祉サービスや障害児支援サービスの利用申請をした障がい者・児に関するサービス等利用計画・障害児利用支援計画の作成、定期的なモニタリング業務を行います。また、障がい者支援施設入所者・精神科病院に入院している精神障がい者等で地域への移行・定着に支援が必要な者に対し支援を行います。

②見込量確保のための方策

1) 訪問系サービス

障がい者の生活の実態を把握し、必要な人が必要なサービスが受けられるようサービス提供事業所（施設等）に対し、専門的人材の確保と質の向上を図るよう働きかけていきます。

また、必要な人にサービス情報が届くよう、情報の提供に努めます。

地域移行支援を推進するために、在宅の精神障がい者等に対する訪問看護の体制のあり方について検討していきます。

2) 日中活動系サービス

障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導を活用するとともに、地域自立支援協議会、ハローワーク、商工会、障害者就業・生活支援センター、身体障害者相談員・知的障害者相談員等との連携を図り、就労に関する相談等の事業を進めます。

障がい者のニーズ及び適性・能力に応じた就労ができるよう、福祉的就労の場の確保を図り、障がい者の生活の安定と就労意欲を高めるため、施設等の機能強化とともに各施設・作業所等の製品や請負作業のPRを支援して製品の販路拡大に努めます。

3) 居住系サービス

働きながら自立生活を望む障がい者の生活の場を確保するため、グループホーム整備の働きかけるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

4) 療育系サービス

邑南町特別支援連携協議会・相談ネットワークの機能を生かしながら、充実した研修の実施、身近な事業所のスキルアップ、保護者のニーズ把握等を行うことにより、家族が安心して障がいのある子を支えることができるよう、途切れのない支援を充実させていきます。

5) 相談支援（サービス等利用計画・障害児利用支援計画作成事業）

障害福祉サービスの利用申請の際、支給決定に必要となるサービス等利用計画・障害児利用支援計画の作成業務や、定期的なモニタリング業務を適切に対応できる体制を整備し、利用者の継続的な支援に努めます。

なお、本町には福祉施設が7か所、地域生活支援センターが1か所あり、障がい者の入所 215 人、通所 101 人の利用があり、障がい児の通所は 13 人の利用があります。入所者のうち、本町出身者は 35 人で、残る 180 人は他市町村からの利用者です。通所者のうち、障がい者の本町出身者は 59 人で、残る 42 人は他町村からの利用者であり、障がい児の本町出身者は 6 人で、残る 7 人は他町村からの利用者です。

グループホームについては、現在、73 人が入居されていますが、平成 29 年度には 86 人分が必要になると考えます。現在、各サービス提供事業所は、その必要量の確保・施設の老朽化への対応などに関して県・町の補助制度などを活用しながら施設整備に取り組んでいます。

日中活動系では、生活介護や就労継続支援B型を中心としていましたが、就労継続支援A型の利用も徐々に現れ、それに伴う就労の場及び作業メニュー、指導体制の充実が求められています。

また、平成18年時点の施設入所者60人は、平成26年には25%減少することが目標とされていましたが、平成26年現在の施設入所者は51人となっており、目標を達成しておらず、引き続き平成29年度末に向けて、施設入所者の更なる地域移行を目指します。

障がい児への支援につきましては、通所の事業所が1カ所しかなく利用のニーズへの対応は不十分であり、充実した体制の検討が必要です。

これらの状況を踏まえ、新たな対策が望まれます。

(5) 地域生活支援事業の実施に関する事項

①実施する事業の内容

1) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援などの支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援を適切に実施していくため、地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価、具体的な困難事例への対応方法、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源の開発、改善などについて協議します。

また、虐待の防止・早期発見に関し、地域自立支援協議会の活用を図るとともに、虐待に関する相談、通報受付窓口の機能の強化及び周知を図り、迅速な対応ができる体制整備を行います。

生活困窮障がい者で成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の一部を助成します。

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・ピアカウンセリング
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営

2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要であると認められる障がい者であって、制度の利用に要する費用について援助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる者に対して、申し立てに要する経費・後見人等の報酬などを助成します。

3) 意思疎通支援事業

Ⅱ. 各論

手話通訳者、要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者や視覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図ります。

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣

4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者を対象に、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図るため経済的な支援に努め、地域での生活を支えます。

5) 移動支援事業

外出に個別的支援が必要な場合に、介助員を派遣しマンツーマンでの支援を実施します。

平成 26 年度より始まった福祉有償運送については、特別支援学校への通学支援だけでなく、障がい者支援施設への通所支援を実施します。

6) 地域活動支援センター

通所により、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がい者の地域生活を支援します。

7) 上記のほか実施が必要な事業

訪問入浴事業、生活支援事業、社会参加促進事業、日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの充実に努めます。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ・訪問入浴事業 | 訪問入浴介助 |
| ・生活支援事業 | 生活訓練、本人活動支援、ボランティア活動支援 |
| ・社会参加促進事業 | スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得 |
| ・日中一時支援事業 | 長期休暇中のサポート |
| ・要約筆記奉仕員養成研修事業 | 養成講座の開催 |

②各年度における事業の種類ごとの見込量及び実施に関する考え方

《市町村障害福祉計画〔地域生活支援事業〕見込量》

事業名	27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	実施見込み 所数	実利用 見込み 者数	実施見込み 所数	実利用 見込み 者数	実施見込み 所数	実利用 見込み 者数	
(1) 相談支援事業							
(1) 相談支援事業	3		3		3		
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無		
(2) 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(3) 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		
(2) 成年後見制度利用支援事業		2		2		2	
(3) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		5		5		5	
② 手話通訳者設置事業 ※実施見込み者数を記載	1		1		1		
(4) 日常生活用具給付等事業 (給付等見込み件数)							
① 介護・訓練支援用具	1		1		1		特殊寝台等
② 自立生活支援用具	3		3		3		入浴補助用具等
③ 在宅療養支援用具	3		3		3		透析液加温湿器等
④ 情報・意思疎通支援用具	4		4		4		点字器等
⑤ 排泄管理支援用具	40		40		40		ストマ用装具等
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3		3		3		
(5) 移動支援事業 (「実利用見込み者数」上段は見込み者数、下段は延べ見込み時間数)		29 800		29 800		29 800	通学・通所・外出時の介護
(6) 地域活動支援センター	1	26	1	26	1	26	
(7) 訪問入浴事業	1	1	1	1	1	1	
(8) 生活支援事業	3	400	3	400	3	400	生活訓練等、本人活動支援、ボランティア活動支援
(9) 社会参加促進事業	2	200	2	200	2	200	スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得
(10) 日中一時支援事業	3	11	3	11	3	11	
(11) 奉仕員養成研修事業	1	15	1	15	1	15	

実施に関する考え方

相談支援事業を中心にサービスの充実を図ります。

町内にサービス提供事業所（施設等）がないメニューについては、可能な限り事業への参入を促すとともに、近隣のサービス提供事業所（施設等）の情報を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。施設サービスが充実していることが、本町の障害者福祉資源の特徴といえますが、関連するサービスメニューについては特に、数的な不足が生じないように、関係施設をはじめサービス提供事業者との連絡調整や支援を行う必要があります。

③見込み量確保のための方策

1) 相談支援事業

現在、相談支援事業はハートフルみずほ、サポートステーションおりーぶ、緑風園に委託して実施しています。サービス等利用計画作成時に相談支援業務と重複することもあり、件数は減少傾向ですが今後も邑南町地域自立支援協議会を核として事業所相互及び町との連絡体制を強化していきます。

2) 成年後見制度利用支援事業

制度の周知を積極的に行い、関連施設との連携を強化します。また、邑南町権利擁護センターとの連携を密にし、制度の利用を促進します。

3) 意思疎通支援事業

島根県西部視聴覚障害者情報センターやライトハウスライブラリー・関係市町等との連携を強化し、啓蒙・啓発を行い、必要なときに支援が受けられる体制整備を推進します。

また、手話奉仕員等の養成については、関係機関と連携し、ボランティア等の人材育成に努め資格取得を目指す人を支援していきます。

意思疎通支援については、人材不足が懸念されるところですが、島根県西部視聴覚障害者情報センターを中心とした手話通訳等派遣コーディネート事業により、他の自治体との連携を図っていきます。

4) 日常生活用具給付等事業

情報提供とニーズ把握に努めます。

5) 移動支援事業

現在、事業所はひまわり、浜田ふかふか、出雲市社会福祉協議会の3か所ありますが、利用する要件など制限があり気軽に利用できない状況です。今後も町内の事業所に参入を促すなど、利用しやすい体制整備を推進します。

また、新たに始まった福祉有償運送では特別支援学校への通学支援だけでなく、障がい者支援施設への通所支援を新たにはじめます。

6) 地域活動支援センター

ハートフルみずほに委託し、1か所で10人以上を対象に実施しています。障がい者の地域生活を支援するためにも実施場所の増加が必要です。町内の事業所へ参入を促します。

7) 上記のほか実施が必要な事業

- ・訪問入浴事業 訪問入浴介助を町社会福祉協議会に委託して実施しています。
- ・生活支援事業 生活訓練、本人活動支援、ボランティア活動支援をします。

- ・社会参加促進事業 スポーツ大会、自動車改造、自動車免許取得事業
- ・日中一時支援事業 長期休暇中のサポート
- ・要約筆記奉仕員養成研修事業 県や他の自治体と情報共有しながら人材育成に努めます。